

# 水防法等の改正



## ●水防法等の一部を改正する法律

**背景・必要性**

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。  
⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。



**法案の概要**

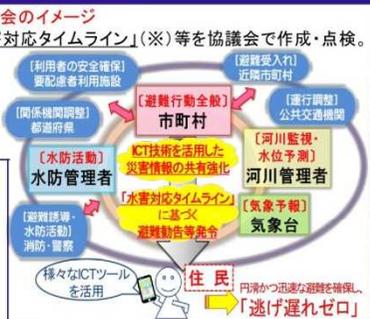
※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

**1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築**

**大規模氾濫減災協議会の創設**

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

**協議会のイメージ**



**市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設**

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

**災害弱者の避難について地域全体での支援**

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

**2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用**

**国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上**

- 既存ストックを活用したダム再開業事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

**民間を活用した水防活動の円滑化**

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

**浸水拡大を抑制する施設等の保全**

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

**【目標・効果】**

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率

- 716/31,208施設(約2%) (2016年3月) ⇒ 関係機関と連携し、2021年までに100%を実現
- 134/367協議会(約37%) (2016年12月) ⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定 ※ 法定協議会の母数は見込み

○平成29年6月19日水防法改正により、以下のことが水防法で明示

- ・大規模氾濫減災協議会の創設 (第15条の10)
- ・市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設(第15条の11)
- ・災害弱者避難について地域全体での支援 (第15条の3)
- ・民間を活用した水防活動の円滑化 (第19条)
- ・浸水拡大を抑制する施設等の保全 (第15条の6)

国土交通省HPより抜粋